

**平成24年度**  
**マンション維持修繕技術者**  
**記述式試験**

**問題用紙**

次の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

**(ご注意)**

1. 記述式試験の試験時間は16時00分から17時00分までです。
2. 途中退出は、試験開始から30分間経った時点から認めます。試験監督員から案内があります。
3. これは「記述式試験問題」です。問題は1ページから5ページまで、全5問あります。
4. 試験開始の合図と同時に問題用紙のページ数を確認して下さい。もし、落丁や乱丁がありましたら、ただちに試験監督員に申し出て下さい。
5. 答は、別紙の解答用紙に記入して下さい。
6. ご提出いただくのは解答用紙のみです。問題用紙はお持ち帰り下さい。

## 【問題 1】

計画修繕における専門家の役割に関する次の記述において、文中の（ ）～（ ）に該当する最も適切な語句を、下記の〔選択語群〕のア～コの中から選び、解答欄に記入しなさい。

管理会社は、（ ）から業務を受託して日常管理業務を担っているため、日頃より建築物にかかわる立場から（ ）の時期には、日常点検や法定点検の記録や居住者のクレーム等を工事に反映させる役割もある。設計監理会社の業務には、（ ）・修繕設計・工事監理の他に施工会社選定補助や、総会や（ ）の補助・立会い等も含まれる。施工会社の役割は、発注者である管理組合の要求性能に対し、適正な（ ）で工事を請け負うことにある。

### 〔選択語群〕

ア．計画修繕工事    イ．見積積算    ウ．工事説明会    エ．調査診断  
オ．管理会社    カ．対価    キ．長期修繕計画    ク．理事会    ケ．管理組合  
コ．利潤

## 【問題 2】

塗膜の劣化の初期段階における表面部分の劣化現象とその調査方法に関する次の記述において、文中の( )～( )に該当する最も適切な語句を、下記の[選択語群]のア～コの中から選び、解答欄に記入しなさい。

塗膜表面の劣化現象の代表的現象は次の2現象が挙げられる。

変色・退色：目視により、( )・雨水・熱などの劣化外力により生じた色調変化を評価する。機器による測定は測色( )を用い、数値化することもできる。変退色は使用されている( )顔料に起因することが主で、汚れや白亜化とは区別する。

白亜化：光沢度( )等の劣化が進行すると( )の劣化により顔料の把握力が低下し、脱落して、手で塗膜表面を擦ると顔料粉末が付着し、その付き具合で評価する。

[ 選択語群 ]

ア．赤外線	イ．温度計	ウ．紫外線	エ．色差計	オ．上昇	カ．樹脂
キ．顔料	ク．体質	ケ．低下	コ．着色		

### 【問題3】

防犯改良に関する次の記述において、文中の（ ）～（ ）に該当する適切な語句や数字を解答欄に記入しなさい。

- ・侵入しようとする者は、窓や扉の破壊行為が（ ）分以上かかるようだと70%があきらめてしまうというデータがある。
- ・玄関ドアの鍵は、防犯優良マンション標準認定基準を満たす（ ）マーク付きのものが推奨される。
- ・侵入手段は、共同住宅では（ ）が戸建て住宅と同様最も多く、窓の防犯対策が必要である。
- ・耳かきのような金属製の特殊工具を鍵穴に差し込み、ドアの錠シリンダ - 部分を操作して開錠する手口を（ ）という。
- ・バ - ルなどで錠を破壊するという手荒な手口も増えている。対策としては面付けの（ ）が有効である。

#### 【問題 4】

電灯分電盤及び動力制御盤の調査判定基準項目のうち、処置・対策を目視調査により判定するものを、下記の〔選択語群〕のア～ソの中から5つ選び、解答欄に記入しなさい。

〔選択語群〕

- ア．塗装のはがれ、錆の発生がある
- イ．端子部に過熱による変色がある
- ウ．シーケンス動作に不良がある
- エ．母線の温度上昇が65 以上
- オ．接点の摩耗、変形がある
- カ．テストボタンによる動作不良がある
- キ．変圧器に異音・振動がある
- ク．開閉動作の不良がある
- ケ．水の浸入、結露の形跡がある
- コ．原因不明の回路遮断があった
- サ．使用期間が25年以上経過している
- シ．定格電流以下の通電における引外し動作
- ス．湿度が年間を通じて85%を超過
- セ．周囲温度が1日平均40 を超過
- ソ．接点の接触圧力の低下（ばね疲労等）がある

## 【問題 5】

消防法に関する次の 1 から 5 の文中の ( ) ~ ( ) に該当する最も適切な数値を、下記の [ 選択語群 ] のア～ソから選び、解答欄に記入しなさい。

1. 居住者の数が ( ) 人以上の共同住宅において、管理について権原を有する者は、防火管理者を定め、消防計画を作成させ、当該計画に基づく様々な防火管理上の必要な業務を行わせなければならない。
2. 延べ面積が ( )  $\text{m}^2$  以上の共同住宅においては、甲種防火管理講習の課程を修了した者から、( )  $\text{m}^2$  未満の共同住宅においては、乙種防火管理講習の課程を修了した者から、防火管理者を選定しなければならない。
3. 延べ面積が ( )  $\text{m}^2$  以上の共同住宅に消防用設備等を設置したときは、総務省令に定めるところにより、消防長又は消防所長に届け出て、検査を受けなければならない。
4. 共同住宅で延べ面積が ( )  $\text{m}^2$  以上のもののうち、消防長又は消防署長が、火災予防上必要があると認めて指定するものにおける消防用設備等については、消防設備士等資格のある者に点検させなければならない。
5. 共同住宅に適用される自動火災報知設備に関する基準とは、延べ面積が  $500\text{m}^2$  以上のもの、地階、無窓階又は ( ) 階以上の階で床面積が  $300\text{m}^2$  以上のもの、11階以上の階である。

### [ 選択語群 ]

ア . 3	イ . 4	ウ . 5	エ . 6
オ . 30	カ . 40	キ . 50	ク . 60
ケ . 300	コ . 400	サ . 500	シ . 600
ス . 1000	セ . 2000	ソ . 3000	